北見河川事務所管内

ゴミマップ

こんなにある。川に捨てられたゴミの数々…

河川にゴミを捨てないで！

河川敷地に捨てられたゴミの処理には、国民の大切な税金が使われます。河川敷地を利用する場合は、必ずゴミを持ち帰るようにしましょう。また　ゴミを持ち込むことは絶対にやめましょう。

河川巡視により確認されたゴミ投棄件数

令和 6 年度　45件（令和 5 年度 50件）

区分（主な種類）	表示	代表的な分類品目
一般ゴミ ※可燃物・不燃物等	●	衣類・ガラス製品・塗料缶・ビニール類・金物類・せともの類
粗大ゴミ ※粗大ゴミ・家電製品	●	布団・椅子・テーブル・ソファー・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・パソコン・ステレオ
処理困難物 ※処理困難物・建設廃材	●	タイヤ・車両廃材・ブロック
産廃ゴミ ※産業廃棄物	●	金属くず・廃プラスチック・汚泥・廃油・コンクリート殻
廃棄車両	●	車・バイク・自転車

不法投棄の件数（500m以内）

● 1～4件　● 5件以上

ストップ！不法投棄

きれいな川をみんなで守りましょう

何げなく川辺に捨てられているゴミは全て私たちの生活から出たものです。そのうちこのゴミは川の水や自然を汚し、私たちの生活に大変な影響を及ぼします。

ゴミはぜったい「捨てない、捨てさせない」よう、みんなで協力してこの大切な自然を守りましょう。

川にゴミを捨てるとどうなるの？

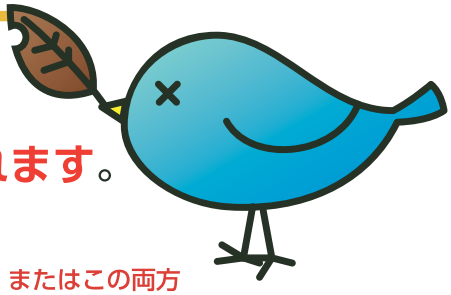

河川敷地への不法投棄は、法律により**厳しく罰せられます**。

（河川法施行令）３ヶ月以下の懲役又は２０万円以下の罰金

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）５年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金　またはこの両方

※法人の場合、上記のほか、３億円以下の罰金の併科

河川には監視カメラが設置されています

河川管理のため、河川には監視カメラが設置されています。通常の河川監視や洪水時の状況監視のほか、河川敷地内における不審者の監視やテロ防止に活用しています。

河川巡視を実施しています

河川事務所では、川や河川管理施設の状況把握、河川敷地内の利用に関する情報収集のため河川巡視を実施しています。不法投棄者が判明した場合には警察に通報するなど厳しく対応します。

不法投棄者を見つけたときは、すぐに北見河川事務所または最寄りの警察署にお知らせください。

お問い合わせ

北海道開発局

網走開発建設部　北見河川事務所

〒090-0802 北見市田端町 71 番地　TEL（0157）23-6118　FAX（0157）25-1299